

第14回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年5月25日

大臣発言

(緊急事態解除宣言)

- 本日、政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、緊急事態解除宣言が発出され、すべての都道府県で緊急事態が解除されました。

- これからは、感染拡大の抑止と社会経済活動の維持を両立させる、新たなステージが始まります。
他方、緊急事態解除宣言は、一つの通過点であって、感染症が収束したわけではありません。各局においては、社会経済活動は、あくまで感染拡大予防対策の徹底が前提であることを十分認識し、業務に臨んで下さい。

(都道府県をまたぐ移動の自粛)

- 今回の基本的対処方針では、外出自粛等について、「新しい生活様式」が定着するまで、概ね3週間ごとに感染拡大リスク等について評価を行い、段階的に緩和するとしています。

- 具体的には、不要不急の帰省や旅行等の都道府県をまたぐ移動は、引き続き5月末まで避けるよう促し、その後、6月18日までの約3週間は、特定警戒都道府県であった北海道及び1都3県との間の移動は、慎重に対応するよう促すこと、とされました。

- また、観光振興の観点からの人の移動について、まずは本日以降6月18日頃まで県内観光の振興を、6月19日頃から県外から人の呼び込みを実施することが想定されています。

- 今回の方針を踏まえ、国土交通省としての都道府県をまたぐ移動の自粛に関する、一連の取組については、
 - ・ 北海道及び1都3県との間の移動については、慎重に対応するよう、空港や鉄道駅、高速道路のSA・PA等において、当面6月18日頃まで呼びかけを行って下さい。
 - ・ 高速道路の土日祝日3割引の適用除外は、6月14日（日）までは継続して下さい。
 - ・ なお、主要空港へのサーモグラフィーの設置による検温は、感染拡大を防止するとともに、旅客の皆様安心してご利用いただく観点から、当面継続して下さい。
- 関係各局においては、交通機関、高速道路等の利用に関する状況をしっかりモニタリングして下さい。

（観光の段階的展開）

- 緊急事態宣言が解除されましたが、国民の皆様の旅行への不安が解消されたわけではありません。
- まずは、国民の皆様が感染リスクを避けながら安全に旅行できるよう、観光関係者に対して、自ら作成したガイドラインの実施の徹底を改めて要請するとともに、国民の皆様新しい旅行スタイルとしてご協力をお願いする事項を併せてお示しするよう、要請して下さい。
- 観光庁においては、この度基本的対処方針で示された段階的な観光再開とその先の観光振興への道筋を検討するとともに、必要な環境整備に万全を期して下さい。
- 特に、「Go To トラベル事業」については、観光需要の回復をしっかりと後押しできるよう、引き続き、事業の開始に向けた準備を進めて下さい。

(ガイドラインの実践、「新しい生活様式」)

- 従業員と利用者感染リスクから守り、持続的に事業を行っていただけるよう、交通・物流、宿泊、建設等、国交省所管の45の団体等が35の感染拡大予防ガイドラインを作成しています。

- 「新しい生活様式」を定着させ、感染予防と事業活動を両立させるためには、このガイドラインに沿った感染予防対策を、確実に実践することが不可欠です。ガイドラインを個々の事業者にしっかり周知し、感染予防に万全を期すよう、改めて関係業界等に要請して下さい。

- 特に、今後、公共交通機関の利用者の増加が見込まれる中、車内換気の励行について要請するとともに、「新しい生活様式」の定着に向け、利用者に対し、マスク着用、会話を控えめにするこ、テレワーク、時差出勤等の積極的な取組を引き続き呼びかけて下さい。また、混雑状況の情報提供を行うなどさらなる取組を行って下さい。

- 「新しい生活様式」の定着を図るとともに、利用者が安心してサービスや施設を利用できるよう、事業者が講じている感染予防対策、利用者に求める感染予防対策について、ホームページ等で積極的に情報発信するよう事業者へ促して下さい。

- また、公共交通の運転手等のエッセンシャルワーカーの感染予防対策は、今後も必須の重要事項であり、バス・タクシー等についての防菌シートや感染防止仕切り板等の導入を第1次補正予算で支援しているところですが、今後も継続的に支援策を講じて下さい。

(資格等)

- 緊急事態の解除に伴い、公的資格に必要な試験や講習等に係る臨時の猶予措置の見直しを行って下さい。

(水際対策)

- 本日の政府対策本部で、新たに、インド、南アフリカ等11か国を入国拒否対象地域に追加するとともに、5月末日に期限を迎える実施中の水際対策の実施期間を6月末日まで延長する決定がなされました。関係各局においては、引き続き、関係事業者、関係省庁等と連携し、水際対策に万全を期して下さい。

(補正予算・事業者支援等)

- 次に、事業継続、雇用確保等への支援についてです。新型コロナウイルスの感染拡大の深刻な影響は、所管業界の中小企業のみならず、中堅・大手企業にも甚大な被害が広く及んでいるところであり、本日をもって、全国における緊急事態宣言が解除されましたが、依然として厳しい状況が続くことが懸念されます。
- 各局におかれましては、引き続き、各業界における事業経営や雇用等の状況について、きめ細かく、前広に把握の上、先手先手で万全の対応を行って下さい。
- また、第2次補正予算に向け、必要な支援についての経費を盛り込むとともに、成立後に速やかに執行できるよう、必要な準備を行って下さい。

(省内の取組)

- 国土交通省としても、緊急事態宣言の解除後も、「新しい生活様式」に向かって、マスクの着用や手指消毒等を引き続き、徹底することに加え、テレワーク、時差出勤等についても、今後の政府全体の方針を踏まえつつ、地域の実情に応じ、推進を図って下さい。

(ポストコロナ時代への対応)

- 前回、食事のデリバリー等へのニーズの高まりを受け、タクシーが有償で貨物運送する特例措置が、接触回避の有用な取組として人気を博している旨お話ししましたが、在宅勤務等の新たな日常は、新ビジネス創出の可能性もはらんでいます。
感染収束後のポストコロナ時代を見据え、新しい生活様式のニーズの変化を踏まえた、規制緩和も含めた対応について、各局において、引き続き検討を進めて下さい。

- 緊急事態が解除された今、感染拡大の防止と社会経済活動維持の両立は、今後の我々の取組にかかっています。各位にあっては、引き続き全力で取り組んで頂くよう、お願いします。
- 私からは以上です。